

添付資料04 入居者移転計画（基本手順）

本計画は入居者の移転に係る基本手順を示したものであり、事業者はこれを踏まえ、建替住棟等の工程を立案すること。なお、土地の移転については提案によるものとする。

1 建替集会所等の整備＋既存集会所等の解体撤去

県にて行う既存住棟（11号棟及び12号棟）の解体撤去完了後の敷地Dに建替集会所等を整備し、県に引渡しを行う。また、県に建替集会所等の引渡しを行った後、既存集会所等の解体撤去を行う。

2 建替住棟等の整備

敷地D及び敷地Fに建替住棟等を整備し、県に引渡しを行う。

3 分筆と活用用地の所有権移転

敷地Fの一部及び敷地Gの所有権移転は、敷地Fについては県営住宅整備用地と活用用地とに分筆を行い、分筆登記後、活用用地は県から用地活用業務に当たる企業へ所有権移転・登記（県：登記手続、用地活用業務に当たる企業：証紙負担）を行う。

なお、用地活用業務の提案を行わず、敷地Fの全てを県営住宅整備用地としない場合は、敷地Fについては県営住宅整備用地とその他の用地とに分筆し、分筆登記を行う。